

# トラックの荷台に積まれたパイプにドラグ・ショベルの運転者が挟まれる



## 発生状況

この災害は、ドラグ・ショベルにより塩ビ管を吊り降ろす作業中に発生したものである。

作業は、光ファイバーケーブルを通す塩ビ管を埋設するため、国道脇の一方通行の側道に沿って埋設用溝をドラグ・ショベルで掘削したところに埋設用の塩ビ管を仮置きするものであった。

災害発生当日、被災者は、同僚7名とともに工事現場で塩ビ管を仮置きする作業に従事していたが、担当はドラグ・ショベルを運転して塩ビ管をトラックから荷降ろしするものであった。

4本目までは順調に吊り降ろされていたが、5本目を吊り降ろすためトラックを移動させ、荷台上で玉掛け担当者が塩ビ管に玉掛けロープを巻いていたところ、「ドン」と塩ビ管に衝撃があったので、ドラグ・ショベルの方を見ると、被災者が荷台から突き出した塩ビ管とドラグ・ショベルの運転室の後壁との間に挟まれていた。

なお、この作業は当初の作業計画では積載形トラッククレーンを使用することになっていたが、アウトリガーの張り出しで現場の道路を通行止めすることになるため、現場代理人の承諾を得てドラグ・ショベルによる荷降ろしに変更した。

## 原因

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 荷降ろし作業に不適切な機械を使用したこと  
塩ビ管の荷降ろし作業を積載形トラッククレーンから4tトラックとドラグ・ショベルに変更して行った。  
すなわち、ドラグ・ショベルの「用途外使用」であるにもかかわらず、安全作業の遂行に必要な検討を十分に行わずに、この使用機械の変更を認めた。
- 2 ドラグ・ショベルによる作業時に誘導員を配置していなかったこと  
この現場では複数の作業者が混在して作業を行っており、また、国道沿いでの作業であったのに、誘導員を指名、配置していなかった。
- 3 荷降ろし作業における合図が適正に行われていなかったこと  
トラックの荷台上での玉掛け作業と荷降ろしするドラグ・ショベルの移動との連絡・合図が行われていなかった。
- 4 安全管理体制が確立されていなくて、作業現場の安全管理が不十分であったこと

## 対策

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が

必要と考えられる。

- 1 作業に適した荷役機械を使用すること  
車両系建設機械を用途外に使用することなく、荷の積み降ろしに適した荷役機械を使用すること。
- 2 作業計画を変更する場合には、安全性について事前に検討すること  
作業計画を変更する場合は、変更に伴って生ずる危険性についてあらかじめ十分な検討を行うことが重要である。  
そのためには、関係請負人と十分に協議するとともに、変更後の作業計画は関係者に周知、徹底することが必要である。
- 3 ドラグ・ショベルの誘導員を配置すること  
ドラグ・ショベルの運行中、作業中あるいは他の車両が通行する場所では、誘導員を指名し、適切な誘導を行わせることが必要である。
- 4 安全管理を十分に行うこと  
玉掛け作業とドラグ・ショベルの運転者との間の合図を定め徹底すること、管理監督者自身を含め関係者の安全教育を徹底することが必要である。

業種	土木工事業	
事業場規模	5～15人	
機械設備・有害物質の種類 (起因物)	掘削用機械	
災害の種類(事故の型)	はさまれ、巻き込まれ	
建設業のみ	工事の種類	電気通信工事
	災害の種類	パワーショベル等
被害者数	死亡者数：1人 休業者数：0人 不休者数：0人 行方不明者数：0人	
発生要因(物)	不適當な機械、装置の使用	
発生要因(人)	場面行動	
発生要因(管理)	合図、確認なしに車を動かす	

NO.100532